

吉野川市わくわく移住支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、本市への移住及び定住を促進するため、徳島県と徳島県内の全ての市町村が共同で作成した地域再生計画（地域再生法（平成17年法律第24号）第5条第1項に規定する地域再生計画をいう。）に基づき、東京圏から本市に移住して就業、テレワークの導入又は創業をした者に対し、予算の範囲内において補助金を交付することについて定めるものとし、この告示に定めるもののほか必要な事項は、吉野川市補助金交付規則（平成16年吉野川市規則第45号）に定めるところによる。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 東京圏 埼玉県、千葉県、東京都及び神奈川県をいう。
- (2) テレワーク 情報通信技術を活用し、自宅等において業務を行う方法をいう。
- (3) 条件不利地域 東京圏のうち過疎地域自立促進特別措置法（平成12年法律第15号）、山村振興法（昭和40年法律第64号）、離島振興法（昭和28年法律第72号）、半島振興法（昭和60年法律第63号）又は小笠原諸島振興開発特別措置法（昭和44年法律第79号）の指定区域を含む市町村（政令指定都市を除く。）の区域をいう。
- (4) 専門人材 プロフェッショナル人材事業（徳島県プロフェッショナル人材戦略拠点）が民間人材ビジネス事業者を介して実施する人材マッチング事業をいう。）及び先導的マッチング支援事業（徳島県と吉野川市が共同し、新しい地方経済・生活環境創生交付金（第2世代交付金（移住・起業・就業型））を活用して実施する人材マッチング支援事業をいう。）を利用して就業した者をいう。
- (5) マッチングサイト 徳島県その他の都道府県が開設する東京圏の求職者を対象とするインターネットサイトをいう。
- (6) 創業支援補助金 徳島わくわく移住・創業パッケージ支援事業実施要領に基づき、事業の創業を行う者に対し徳島県が交付する補助金をいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付を受けることができる者（以下「補助対象者」という。）は、第1号の要件を満たす者であって、第2号の要件、第3号の要件又、第4号の要件又は第5号の要件を満たす就業、テレワークの導入又は創業をした者とする。

(1) 移住等に関する要件 次に掲げる全ての要件に該当すること。

ア 転入前における要件 次の(ア)に該当し、かつ、(イ)又は(ウ)該当すること。

(ア) 東京都の特別区に居住していた期間又は条件不利地域以外の地域に居住し、かつ、東京都の特別区へ通勤し、及び通学（東京都の特別区に所在する大学等へ在学した後、東京都の特別区へ通勤していた者の通学に限る。以下同じ。）していた期間が、本市へ転入する直前の10年間のうち、通算して5年以上であること。

(イ) 東京都の特別区に居住していた期間が、本市へ転入する直前において連続した1年以上であること。

(ウ) 条件不利地域以外の地域に居住し、かつ、東京都の特別区に通勤し、及び通学していた期間が、本市へ転入する日から1年3月前までの間において連続した1年以上であること。

イ 転入後における要件 次の(ア)から(ウ)までのいずれにも該当すること。

(ア) 令和7年1月1日以後に本市へ転入したこと。

(イ) 補助金の交付の申請をした日において転入後3月以上1年以内であること。

(ウ) 補助金の交付の申請をした日から5年以上継続して本市に居住する意思を有していること。

ウ その他の要件 次の(ア)から(エ)までのいずれにも該当すること。

(ア) 暴力団等の反社会的勢力と関係を有する者でないこと。

(イ) 日本人又は出入国管理及び難民認定法(昭和26年政令第319号)に定める永住者（以下「永住者」という。）、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等、定住者若しくは日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成3年法律第71号）に定める特別永住者のいずれかの在留資格を有する外国人であること。

(ウ) 徳島県が新次元・とくしま医療人材確保・養成対策事業により実施する医師・看護職員を対象した移住支援金の交付を受け、又は受ける予定がないこと。

(エ) 補助金の交付を受ける者若しくは第4条第2項に規定する額の補助金を受ける者の同一世帯員（以下この号において「補助世帯員」という。）が、過去10年以内に補助金の交付を受けていない又は補助世帯員となっていないこと。ただし、補助金を全額返納した場合又は18歳未満の補助世帯員だった者が、5年以上経過し、18歳以上となり、徳島県及び市町村が認める場合を除く。

- (オ) その他市長が不適当と認めた者でないこと。
- (2) 就業に関する要件 次のア又はイのいずれかに該当すること。
 - ア 専門人材の場合 次に掲げる全ての要件に該当すること。
 - (ア) 新しい勤務地が徳島県に所在すること。
 - (イ) 1週当たりの勤務時間が20時間以上であり、期間の定めのない労働契約に基づいて就業し、かつ、補助金の申請時において当該法人に連続して3月以上在職していること。
 - (ウ) 就業した法人に、補助金の交付の申請をした日から5年以上継続して勤務する意思を有していること。
 - (エ) 転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更ではなく、新規の雇用であること。
 - イ 専門人材以外の場合 次に掲げる全ての要件に該当すること。
 - (ア) 新しい勤務地が徳島県に所在すること。
 - (イ) 就業した法人が、マッチングサイトに求人を掲載している法人であること。
 - (ウ) 就業した法人に、補助金の交付の申請をした日から5年以上継続して勤務する意思を有していること。
 - (エ) 1週当たりの勤務時間が20時間以上であり、期間の定めのない労働契約に基づいて就業し、かつ、補助金の申請時において当該法人に連続して3月以上在職していること。
 - (オ) (イ)に規定する求人へ応募した日が、マッチングサイトに当該求人が掲載された日以後であること。
 - (カ) 就業した法人に、補助金の交付の申請をした日から5年以上継続して勤務する意思を有していること。
 - (キ) 転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更ではなく、新規の雇用であること。
- (3) テレワークに関する要件 次のいずれにも該当すること。
 - ア 雇用企業からの命令ではなく、自己の意思により移住した場合であって、本市を生活の拠点とし、転入前における業務を引き続き行うこと。
 - イ デジタル田園都市国家構想交付金（デジタル実装タイプ（地方創生テレワーク型））又は地方創生テレワーク交付金を活用した取組の中で所属先企業等から当該移住者に資金提供されていないこと。
- (4) 本事業における関係人口に関する要件 本市又は本市の地域住民と関係を有する移住希望者であって、市長が別に定める要件に該当すること。
- (5) 創業に関する要件 創業支援補助金の交付決定を受けており、かつ、補助金の交付を申請する日が、創業支援補助金の交付決定を受けた日から1年

以内であること。

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、60万円とする。

2 前項の規定にかかわらず、補助対象者を含む2人以上の世帯員が本市に転入する場合であって、当該世帯員（補助対象者を除く。）が次の要件を満たす場合における補助金の額は、100万円（当該世帯員のうちに子ども（補助金の交付の申請をする日の属する年度の4月1日時点において年齢が満18歳未満の者をいう。）がいる場合にあっては、100万円に、100万円に当該子どもの数を乗じて得た額を加えた額）とする。

(1) 本市へ転入する前の住所地において、補助対象者と同一世帯に属していること。

(2) 補助金の交付の申請をする日において、補助対象者と同一世帯に属していること。

(3) 令和7年1月1日以降に転入したこと。

(4) 補助金の交付の申請をする日において、転入後3月以上1年以内であること。

(5) 暴力団等の反社会的勢力と関係を有する者でないこと。

3 補助金の交付は、1世帯につき1回限りとする。

(補助金の交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者は、吉野川市わくわく移住支援事業補助金交付申請書（様式第1号）に次の各号に掲げる書類を添えて、市長に対しその定める期日までに申請しなければならない。

(1) 官公署の発行した身分証明書であって、本人の写真が貼付されたもの

(2) 戸籍の附票の写し

(3) マッチングサイトを利用して就業した者にあっては、就業証明書（様式第2号）

(4) テレワークの導入を行った者にあっては、就業証明書（様式第2号の2）

(5) 創業支援補助金の交付決定を受けた者にあっては、徳島わくわく創業支援補助金交付決定通知書の写し

(6) その他市長が特に必要と認める書類

(補助金の交付決定)

第6条 市長は、前条の規定による補助金の交付の申請があったときは、当該申請に係る書類等を審査したうえ補助金の交付の適否を決定し、吉野川市わくわく移住支援事業補助金交付決定（却下）通知書（様式第3号）により当該申請を行った者に通知するものとする。

(補助金の交付請求)

第7条 吉野川市補助金交付規則第13条第2項の規定による補助金の交付の請求は、補助金交付請求書（様式第4号）によるものとする。

（現況の届出等）

第8条 補助金の交付を受けた者は、補助金の交付の申請をした日の翌日から起算して5年を経過するまでの間、毎年度、現況届（様式第5号）を市長に対しその定める期日までに提出しなければならない。

2 補助金の交付を受けた者（マッチングサイトを利用して就業した者に限る。）は、補助金の交付の申請をした日の翌日から起算して1年を経過したときは、就業証明書を市長に対しその定める期日までに提出しなければならない。

（一時的な転出の報告）

第9条 補助金の交付を受けた者は、勤務、転勤、出向、研修その他特別な事情により、1月以上市外に転出する場合は、一時的な勤務等による市外転出報告書（様式第6号）を提出し、市長の承認を得なければならない。

（転出の報告）

第10条 補助金の交付を受けた者は、徳島県内の他の市町村に転出するときは、転出報告書（様式第7号）を市長に提出しなければならない。

（補助金の返還）

第11条 市長は、補助金の交付を受けた者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の返還を命ずるものとする。ただし、雇用企業の倒産、災害、病気等のやむを得ない事情があるものと認めるときは、この限りでない。

- （1） 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
- （2） 補助金の交付の申請をした日の翌日から起算して3年を経過する日前に市外に転出したとき。
- （3） 補助金の交付の申請をした日の翌日から起算して1年を経過する日前にマッチングサイトを利用して就業した職を辞したとき。
- （4） 創業支援補助金の交付決定を取り消されたとき。
- （5） 補助金の交付の申請をした日の翌日から起算して5年を経過する日前に市外に転出したとき（第2号に該当する場合を除く。）。
- （6） 前各号に掲げるもののほか、市長が補助金を返還させる必要があると認めるとき。

2 前項の規定により補助金の交付を受けた者が返還すべき金額は、次に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる額とする。

- （1） 前項第1号から第4号まで及び同項第6号に掲げるとき 補助金の全額
- （2） 前項第5号に掲げるとき 補助金の半額

3 市長は、第1項の規定により補助金の返還を命ずるときは、吉野川市わくわく移住支援補助金返還命令書（様式第8号）により通知するものとする。

(現況調査)

第 1 2 条 市長は、必要があると認めたときは、交付決定者に対し、補助対象者の要件の現況等について報告を求め、又は調査を行うことができる。

(補則)

第 1 3 条 この告示に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、令和元年 6 月 2 8 日から施行する。

(この告示の失効)

2 この告示は、令和 1 1 年 3 月 3 1 日限り、その効力を失う。

(失効に伴う経過措置)

3 この告示の失効の際現に第 5 条の規定による補助金の交付申請をしている者については、この告示は、前項の規定にかかわらず、なおその効力を有する。

附 則 (令和 2 年吉野川市告示第 3 0 号)

(施行期日)

1 この告示は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

(適用区分)

2 この告示による改正後の吉野川市わくわく移住支援事業補助金交付要綱の規定は、この告示の施行の日以後の申請に係る補助金について適用し、同日前の申請に係る補助金については、なお従前の例による。

附 則 (令和 3 年吉野川市告示第 7 3 号)

(施行期日)

1 この告示は、令和 3 年 7 月 1 2 日から施行する。

(適用区分)

2 この告示による改正後の吉野川市わくわく移住支援事業補助金交付要綱の規定は、この告示の施行の日以後の申請に係る補助金について適用し、同日前の申請に係る補助金については、なお従前の例による。

附 則 (令和 4 年吉野川市告示第 2 2 号)

(施行期日)

1 この告示は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この告示の施行の際この告示による改正前の様式により使用されている書類は、この告示による改正後の様式によるものとみなす。

3 この告示の施行の際現にある旧様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

附 則（令和 5 年吉野川市告示第 1 7 号）

（施行期日）

- 1 この告示は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

（適用区分）

- 2 この告示による改正後の吉野川市わくわく移住支援事業補助金交付要綱の規定は、この告示の施行の日以後の申請に係る補助金について適用し、同日前の申請に係る補助金については、なお従前の例による。

附 則（令和 7 年吉野川市告示第 4 2 号）

（執行期日）

- 1 この告示は、令和 7 年 3 月 3 1 日から施行する。

（適用区分）

- 2 この告示による改正後の吉野川市わくわく移住支援事業補助金交付要綱の規定は、令和 7 年 1 月 1 日以降に本市に転入した者に係る補助金について適用し、平成 3 1 年 4 月 2 6 日から令和 6 年 1 2 月 3 1 日までの間に本市に転入した者に係る補助金については、なお従前の例による。